第１号様式（第６条関係）

|  |
| --- |
| 京都市空き家等の活用・流通（建物活用）補助金交付申請書兼実績報告書 |
| （宛先）京都市長 | 令和　　　年　　　月　　　日 |
| 申請者の住所（〒　　　－　　　　） | 申請者の氏名（電話：　　　－　　　　－　　　　） |
|  |
| 京都市空き家等の活用・流通（建物活用）補助金交付要綱第６条第１項の規定により、関係書類を添えて申請します。 |
| 対象物件の所在 | ※建物の登記事項証明書の表題部の「所在」欄から転記してください。京都市　　　区 |
| 対象物件の家屋番号 |  | ※建物の登記事項証明書の表題部の「家屋番号」欄から転記してください。 |
| 対象物件が建てられた時期 | □ 明治　□ 大正　□ 昭和　　　　年□ 不明であるが昭和　　年に現に存していたことが確認可能 |
| 対象物件（附属建物を含む。）の合計床面積 | 　　　　　　㎡ | ※建物の登記事項証明書の表題部に「附属建物の表示」の記載がある場合は、附属建物の床面積も合算した面積を記載してください。 |
| 申請者が対象物件の所有権を取得した時期及び原因 | 取得時期 | 取得原因 | 取得した持分 |
| 　　　　年　　月　　日 |  |  |
| 　　　　年　　月　　日 |  |  |
| 　　　　年　　月　　日 |  |  |
| 売買契約締結日 | 令和　　　年　　月　　日 |
| 売買契約の対象 | □ 建物及びその敷地　　　□ 建物のみ |
| 媒介を行った宅地建物取引業者 | 宅地建物取引業者免許証番号 |  |
| 名称 |  |
| 本店又は主たる事務所の所在地 | 京都市　　　区 |
| 仲介手数料の額 | 金　　　　　　　　円（税抜き） |
| 仲介手数料の支払方法（対象物件の所有権を複数人で共有していた場合のみ記入）□ 複数の共有者の連名で全額を支払□ 申請者が代表して全額を支払□ 複数の共有者で分担して個別に支払・申請者の支払金額：金　　　　　　　円（税抜き）・申請者以外の支払総額：金　　　　　　　円（税抜き）□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 補助金交付申請額 | 金　　　　　　　　円 |
| （算出方法）仲介手数料の額（税抜き）×1/2（千円未満切捨て）【上限250,000円※】※　対象物件の所有権を複数人で共有していた場合で、複数の共有者で分担して個別に宅地建物取引業者に仲介手数料を支払ったときの上限は、250,000円×「申請者の負担割合」（千円未満切捨て） |
| 添付書類 | 別紙のとおり　　※裏面「添付書類チェックリスト」参照 |
| 備考 |  |

（裏面に続く）

|  |
| --- |
| **添付書類チェックリスト（添付した書類の□にレ印を記入してください。）** |
| 全員 | □ | ① 付近見取図（例：住宅地図等（縮尺1,500分の１程度））※対象物件の所在地を地図上に図示してください。 |
| □ | ② 土地及び建物の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し※売買後の土地及び建物の所有権等が確認できるもので、３か月以内に発行されたもの |
| □ | ③ 契約締結時に、対象物件に居住・使用していなかったことが確認できる書類の写し（例：元所有者（全員）の契約締結時の住所が確認できる住民票（又は戸籍の附票） 等） |
| □ | ④ 対象物件の売買契約書の写し |
| □ | ⑤ 仲介手数料を支払ったことが確認できる書類の写し（例：領収書 等） |
| □ | ⑥ 誓約書兼同意書（第２号様式） |
| □ | ⑦ 本人確認書類の写し（顔写真付き１点 又は 顔写真なし２点） |
| 該当者のみ | □ | **（②で対象物件が昭和64年1月7日以前に建築されたことが確認できない場合）**対象物件が昭和64年1月7日以前に建築されたことが確認できる書類の写し |
| □ | **（②に記載の所有者の住所と現住所に相違がある場合）**②に記載の住所と氏名が記載された書類（例：住民票、転送された郵便物の写し 等）※③として提出する住民票等で確認できる場合は不要。添付できない場合は誓約書（第５号様式） |
| □ | **（対象物件の所有権を複数人で共有し、複数の共有者の連名で仲介手数料を支払った場合）**申請者以外の連名の共有者全員の委任状（第６号様式）及び本人確認書類の写し |
| □ | **（申請手続等を申請者以外の者に代行させる場合）**委任状（第７号様式）及び受任者の本人確認書類の写し※受任者が法人の担当者の場合は、当該法人の従業員であることが確認できる書類の写しを併せて添付してください。 |

**補助金に関するアンケート**

１　この補助金を何で知りましたか？

　　□ ホームページ　　□ ＳＮＳ　　□ チラシ　　□ 空き家相談窓口

　　□ 空き家相談会　　□ 不動産事業者（媒介事業者等）　　□ その他（　　　　）

２　この補助金は、補助対象物件の売却の後押しになりましたか？

　　□ なった　　□ 少しはなった　　□ 全くならなかった

３　補助対象物件の売却に至るきっかけになったこと何ですか？（複数回答可）

　　□ この補助金により、売却に伴う仲介手数料の負担が抑えられること

　　□ 空き家に対する税金（非居住住宅利活用促進税）が新たに導入される予定であること

　　□ 管理不全空家や特定空家として、京都市から通知や指導を受けたこと

　　□ 相続等により使用予定のない空き家を取得したこと

　　□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　□ 特にない

４　補助対象物件が売却前に空き家であった期間はどれくらいですか？

　　□ １年未満　　□ １～３年　　□ ３～１０年　　□ １０年以上　　□ 不明

５　売却後は、若年・子育て世帯（全ての者が50歳未満の世帯又は18歳以下の子がいる世帯）の利用が見込まれますか？（媒介した不動産事業者に御確認をお願いします。）

　　□ はい　　□ いいえ　　□ 決まっていない

※ アンケートでお答えいただいた内容は、施策等の企画・実施以外の目的で使用することはありません。